

平成20年4月25日

各都道府県保険者協議会 御中
医療保険者各位

保険者協議会中央連絡会

実施機関の追加作業等について

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、市町村国保の契約スキームを利用する集合契約が順次成立の状況を迎えていることと拝察致します。

集合契約の成立に向けた全国共通でのスケジュールや対応方針等については、保険者協議会中央連絡会にて協議し決定した方針として逐次ご案内しており、これに沿った関係者の取組みを進めていただいているところですが、平成20年3月13日付でお示しした今後のスケジュール等（調整済みの実施機関について4月1日付で契約締結するとともに、3月中に調整の終わらない契約については4月以降も引き続き調整することとしたこと等）に伴い、契約書への実施機関の追加作業等が必要となることから、その方法等を別添資料のように取り決めましたので、ご案内致します。

各位におかれましては、大変恐縮ではございますが、別添資料に沿った対応を、引き続き宜しくお願い致します。

実施機関の追加作業等について

平成 20 年 4 月 25 日
保険者協議会中央連絡会

1. 平成 20 年 4 月以降における実施機関の追加（平成 20 年 3 月 13 日付け「今後のスケジュール等」の再掲）

- 特定健診の契約については、他の実施体制の有無によって以下のように取扱う。
 - 他の契約でその地域の実施体制がある程度カバーできる場合、3 月末までに調整。4 月以降は、原則として契約条件等の調整は行わない（既存の契約条件に参加する実施機関のみ契約書の実施機関一覧への追記可）。
 - 他の契約でその地域の実施体制がある程度カバーできない（特定健診の実施体制として空白地域が生じる）場合、可能な範囲で（概ね 4 月いっぱいを目途）、引き続き契約成立に向けた調整努力を続け、順次契約をまとめる（この場合においても、可能な限り、既存の契約に追記する形で対応）。
- 特定保健指導の契約については、平成 20 年度に限り、引き続き 9 月末まで、契約成立に向けた調整努力を続け、順次契約をまとめていく。
 - 特定保健指導の契約が 3 月までに 1 件でもまとまっている場合は、可能な限りその契約に順次実施機関を追加。1 件も成立していない場合は、成立時に契約書を作成し、以降その契約に実施機関を追加。
 - 市町村と実施内容を揃える必要があり、既存の契約条件では合わない場合のみ、新たに契約書を作成し成立。

2. 追加方法

(1) 実施機関リストに追加（契約変更）する方法

平成 20 年 4 月以降に準備が整った機関については、平成 20 年度に限り、平成 20 年 9 月末までの毎月末、契約書の実施機関リストに順次追加。

具体的には、契約書への追加は困難なので、毎回変更契約書を作成する。

- 変更契約の締結に当たっては、別添「変更契約書例（ひな型）」を使用する。
- 「変更契約書例（ひな型）」中の「実施機関一覧表（●月追加分）」部分については、必要に応じて行を適宜追加・削除して使用する。

《追加方法》

既に契約を締結している契約書（以下「原契約書」という。）の契約条件で契約し、かつ、乙側の契約代表者への委任状提出が可能な場合

- ① 「変更契約書例（ひな型）」の実施機関一覧表に、追加する実施機関の情報を記載。
- ② 変更契約書は 2 通を作成し、原契約書における甲と乙とで記名・押印後、原契約書と併せて保管。

(2) 新規に契約書を一式作成する方法

- 原契約書の契約条件で契約するものの、乙側の契約代表者への委任状提出が困難な場合、新たに契約書一式を作成する。（但し、内訳書は原契約と同一のものとする。）
- 特定保健指導について、既存の契約と異なる条件（指導内容等）での契約をする場合、新たに契約書一式を作成する。

(3) 適用条件

区 分	契 約 形 態	本契約書(新たに一式作成)		変更契約書 (リスト追加)
		内訳書 変更可	内訳書 変更不可	
特定健康診査	とりまとめ者に委任状提出、とりまとめ者による既存契約への追加	—	—	○
	とりまとめ者に委任せず、単独で契約代表者と個別に契約	△ (H20.4のみ)	○	—
特定保健指導	とりまとめ者に委任状提出、とりまとめ者による既存契約への追加	○	—	○
	とりまとめ者に委任せず、単独で契約代表者と個別に契約	○	—	—

3. 追加作業項目とスケジュール

	作業項目	実施者	期限等
	4月1日付で契約の締結。 (注意)契約書番号を必ず記載。	各都道府県の保険者協議会 ※1	
	契約書の実施機関一覧表(Word ファイル)を保険者団体の中央組織(委任状とりまとめ者)※2に電子メールにより報告		契約完了後、速やかに

(注)原契約の締結時に契約書番号を未設定の場合は、当該契約書に手書きで契約書番号を追記する等の対応を行うこと。(甲と乙が保管する双方の契約書に同様に行い、甲乙双方で確認。)

以下の1～5を毎月繰り返し実施(9月末の追加分まで)

	作業項目	実施者	期限等
1	① 既に契約を締結している契約書の契約条件での契約を了承し、乙(実施機関側の契約代表者)への委任状提出が確認された実施機関を、変更契約書の実施機関一覧表に追加し、原契約における甲と乙とで変更契約を締結。 ② 既に契約を締結している契約書の契約条件での契約は了承だが、乙(実施機関側の契約代表者)への委任状提出が不可である実施機関とは、新たに契約書一式を作成し、契約を締結。 また、特定保健指導について、既存の契約と異なる条件(指導内容等)での契約をする場合、新たに契約書一式を作成。	各都道府県の保険者協議会 ※1	毎月末日(末日が休日の場合は、その前日) 4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月29日 9月30日 ※上記の日付でその日までに契約を完了。
2	変更契約書の実施機関一覧表(Word ファイル)を保険者団体の中央組織(委任状とりまとめ者)※2に電子メールにより報告。		更新月の翌月 5日(休日の場合は、その翌日)

3	保険者団体の中央組織において、適宜編集・加工を行い、傘下保険者へ情報提供。 ※ ①イントラネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームページへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法により情報提供。	保険者団体の中央組織	適宜
4	集合契約に参加している都道府県の実施機関一覧表を確認し、必要に応じて加入者等に周知。	各保険者	適宜
5	保険者協議会中央連絡会は、保険者団体の中央組織から最新の実施機関一覧表を適宜入手し、マスタとして保管・管理。	保険者協議会中央連絡会	更新月の翌月の15日（休日の場合は、その翌日）を目途

※1 「各都道府県の保険者協議会」＝契約代表者、参加保険者、保険者協議会事務局（国保連）のいずれかで実施。（以下同じ。）

※2 「保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）」＝各保険者団体で委任状をとりまとめ、各都道府県の保険者協議会に送付した者。政管健保は含まれない。（以下同じ。）

■ 保険者団体の中央組織への電子メール送信は、仮契約書の確認の際に電子メールの送受信を行ったメールアドレス及び担当者宛に行う。

■ 各都道府県の保険者協議会が保険者団体の中央組織（委任状とりまとめ者）に送付する実施機関一覧表情報は、電子媒体とする。（「変更契約書例（ひな型）」により作成した変更契約書（Word ファイル）を送付することで可。）

※ ファイル名は「契約年月日（半角数字）＋都道府県名＋契約書番号（半角数字）」とする。

（例）原 契 約 の 場 合：080401 沖縄県 00012.doc

変更契約の場合：080430 沖縄県 00012-1.doc

■ 変更契約書の締結がなかった月についても、翌月 5 日（休日の場合は、その翌日）までに、変更（実施機関の追加）がない旨を各保険者団体の中央組織に報告する。

4. その他

○ 契約書(写)の公表(周知)方法

	作業項目	実施者	期限等
	契約書(変更契約書を含む。以下同じ)の締結。	各都道府県の保険者協議会	変更契約書は毎月末
1	保険者協議会において、甲乙双方が押印した契約書をスキャン装置により PDF データ化。		契約完了後、速やかに
2	PDF データ化した契約書を、電子メール等により保険者団体の中央組織に送付。		契約月の翌月 5 日(休日の場合は、その翌日)
3	保険者団体の中央組織において、傘下保険者へ情報提供。 ※ 契約書における印影は、情報公開時に非公開とされるべきものであることから、①イントラネットへの掲載や、②限定的に閲覧可能なホームページへの掲載、③電子メールに添付して送信する等の方法により情報提供する等の配慮が必要。	保険者団体の中央組織	適宜

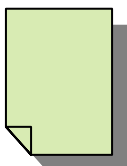
- 保険者団体の中央組織への電子メール送信は、仮契約書の確認の際に電子メールの送受信を行ったメールアドレス及び担当者宛に行う。

追加契約書及び実施機関一覧表の共有（イメージ）

各都道府県の保険者協議会

（契約代表者、参加保険者、保険者協議会事務局（国保連）のいずれかで実施。）

追加契約書
（PDFデータ）

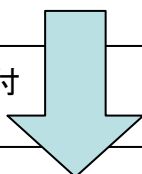


実施機関一覧表
（Wordデータ）



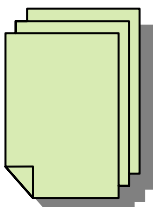
（追加契約書Wordデータで可）

電子メール等により送付



各保険者団体（中央組織）

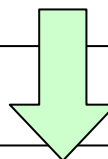
集約・管理



編集・加工
など



提供

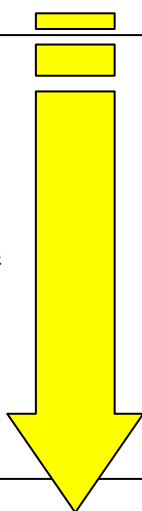


保険者協議会中央連絡会

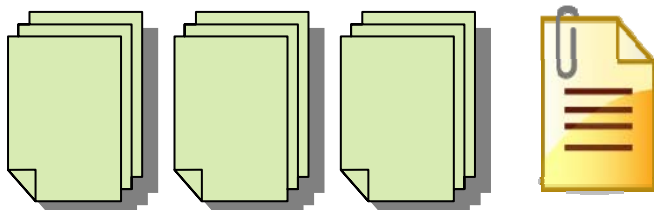
最新版（マスタ）
として管理



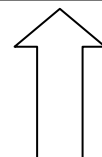
イントラネットや
内部LANなど
限定的な方法で
共有



傘下の
各保険者と共有



必要に
応じて
照会



厚生労働省